

千葉市公告第144号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年2月26日

千葉市長 熊谷俊人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

複写機複写サービス契約（長期継続契約）（単価契約）

毎分65枚機以上（2台）

(2) 調達物品の特質等

仕様書及び規格で指定する特質等を有すること

(3) 契約期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(4) 納入期限

平成30年4月1日

(4) 納入場所

千葉市中央区長洲1丁目2番1号、セーフティーちば5階

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成28・29年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、業種「文具・事務機器」の資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) サービス提供物品を納入することが可能で、サービス提供物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて迅速に提供できる者であること。

(4) 過去5年以内に官公庁における複写機複写サービス契約を1契約以上履行した実績があること。

3 契約事務担当課

〒260-0854

千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局総務部総務課総務係

電話 043-202-1611

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 申請書等の配布 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu.joho/anken/buppin/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等 公告の日の翌日から平成30年3月2日(金)までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)。

5 入札説明書の交付

前期4(1)同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu.joho/anken/buppin/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 平成30年3月22日(木)午前10時30分(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後4時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 千葉市消防局4階会議室

(3) 入札方法 単価での入札を行う。入札金額は複写サービス1枚あたりの単価(小数点第3位まで)を記載すること。

(4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉市消防局総務部総務課で閲覧できる。

(5) 本契約に係る平成30年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続きを中止する。また、平成31年度以降の予算について、本契約に係る予算措置がされない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行う。ただし、受注者が損害を受けることがあっても、発注者はその損害賠償責任を負わないものとする。

(6) 詳細は、入札説明書による。